

事 務 連 絡
平成26年 9月 1日

青森県、岩手県
秋田県、宮城県
山形県、福島県
茨城県、栃木県
群馬県、埼玉県
千葉県、東京都
神奈川県、新潟県
山梨県、長野県
静岡県

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

乾燥きのこ類加工品の放射性物質検査等について

食品中の放射性物質については、計画的な検査や、必要な場合には出荷制限の実施等、格段の御高配をいただいているところですが、今般、基準値を超過する原木しいたけ粉末が流通する事例が認められたところです。

平成26年3月20日付け食安発0320第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「農畜水産物等の放射性物質検査について」においては、検査の対象品目として「乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値（100 Bq/kg）が適用される食品を除く。）等の加工品」が掲げられているところですが、原木しいたけの一部からは、依然として高い濃度の放射性セシウムが検出されていることも踏まえ、引き続きこのような基準値を超過する可能性の高い品目を重点的に検査する等、基準値を超過するものが流通することのないよう、適切な対応をお願いします。